

○牧之原市工事格付公募型一般競争入札取扱要領

平成20年 3月31日

告示第43号

改正 平成21年 4月 1日告示第163号

平成23年 4月 1日告示第34号

平成26年 3月 4日告示第16号

平成28年 9月30日告示第154号

令和 3年 3月31日告示第63号

令和 4年 2月 1日告示第 6号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事において、工事格付公募型一般競争入札実施要綱（平成20年牧之原市告示第42号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する工事格付公募型一般競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(工事格付公募型一般競争入札に参加する者に必要な条件)

第2条 工事格付公募型一般競争入札に参加しようとする者は、実施要綱第6条に規定する条件を満たすほか、次の各号の掲げる条件のすべてを満たした者（以下「入札参加可能業者」という。）でなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成18年牧之原市告示第41号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）。
- (2) 有資格者のうち、市内業者として認定を受けている者。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 市内業者とは、市内に本店を有している業者をいう。

(対象工事)

第3条 工事格付公募型一般競争入札の対象となる建設工事は、次の各号の工事の種類（以下「工種」という。）において、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む額）が5千万円未満、130万円以上のものを対象とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 水道施設工事

2 前項において各工種に係る入札参加可能業者数が5者未満の場合は、工事格付公募型一般競争入札の対象工事とすることができないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(発注区分)

第4条 工事格付公募型一般競争入札の発注は、発注区分表（別表）に基づいて行うものとする。

(入札の公告)

第5条 入札の公告（以下「公告」という。）は、実施要綱第5条に基づき、次の各号により行うものとする。

- (1) 公告は、公告担当課が、入札公告（様式第1号）にて行うものとする。
- (2) 公告は、毎月第1火曜日の午後4時までに行う。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(3) 公告を行う場所等は、牧之原市役所榛原庁舎及び相良庁舎前の掲示場及び牧之原市ホームページとする。

2 前項に定める公告を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に該当するときは、その祝日の翌日までに公告を行うものとする。

（設計図書等の縦覧等）

第6条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）の縦覧は、管理検査課が行うものとし、入札公告（様式第1号）に縦覧場所を明記するものとする。

2 設計図書等の配布は、入札公告（様式第1号）に定める方法により行うものとする。

3 設計図書等の内容についての質問は、入札公告（様式第1号）に定める方法により受け付けるものとする。

（入札参加申請）

第7条 入札参加希望者は、次の各号に基づき申請を行うものとする。

(1) 入札参加希望者は入札参加申請期限までに、工事格付公募型一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）により、公告1件ごとに申請しなければならない。

(2) 申請方法は、管理検査課に、FAXにより申請する。ただし、システムを利用して執行する案件（以下「電子入札案件」という。）についてはシステムにより申請する。

(3) 前号の場合において、FAX機器の故障などにより申請期日までに申請ができない場合は、申請期日までに管理検査課に電話等により連絡をし、必要な指示を受けなければならない。

(4) 申請期日までに申請をしない場合は、原則として入札に参加できないものとする。

（入札参加資格の審査等）

第8条 入札参加資格の審査は、管理検査課が、次の各号により行うものとする。

(1) 審査は、入札日の1週間前までに行い、当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていることを確認を受けた者を入札参加資格者とする。

(2) 審査の結果は、提出された入札参加申請書に記入し、入札日の1週間前までにFAXにより通知するものとする。ただし、電子入札案件については、システムにより前項の確認結果を申請者に通知するものとする。

(3) 現場代理人及び主任技術者の適正な配置ができない等、当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていないと判断した場合は、入札参加申請を却下できるものとする。入札参加申請の却下は、前号の方法により通知するものとする。

2 管理検査課は、入札参加申請の審査の結果をFAX又はシステムにより通知できない場合は、電話等により通知を行うものとする。

（現場説明会）

第9条 現場説明会は、行わないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 現場説明会を行うこととなった場合において、発注担当課は次の各号に配慮して行うものとする。

- (1) 入札参加資格者が互いに対面することのないように個別に行うこと。
- (2) 現場説明において、他の入札参加資格者の名称及び業者数等を漏らしてはならない。

(入札参加資格者基準数)

第10条 工事格付公募型一般競争入札の実施に要する入札参加資格者の基準数は、1者以上とする。

(入札の執行)

第11条 入札の執行前に、当該入札に参加しようとする者が、入札参加資格者であることの確認を行う。ただし、電子入札案件についてはこの限りでない。

2 前項の確認は、次の各号により行うものとする。

- (1) 代表者の場合は、身分証明書
- (2) 代理人の場合は、委任状及び身分証明書

3 指定した入札の時刻に遅れた場合は、棄権とみなすものとする。

(入札の延期)

第12条 次の各号に該当した場合は、当該工事に係る入札執行を延期することができるものとする。

- (1) 設計図書等の内容に不備又は誤りがあった場合
- (2) 談合情報等の不正行為の疑いがある情報を入手した場合
- (3) その他、市長が必要と認める場合

2 入札の延期は、管理検査課より入札参加資格者に様式第3号をもって通知するものとする。

(入札の中止)

第13条 次の各号に該当した場合は、当該工事に係る入札執行を中止するものとする。

- (1) 入札参加資格者数が、第10条に定める入札参加資格者基準数に満たない場合
- (2) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、入札を執行するのが適当でないと判断される場合
- (3) その他、市長が必要と認める場合

2 入札の中止は、管理検査課より入札参加資格者に様式第4号をもって通知するものとする。

3 第1項第1号に該当する工事については、入札方法を指名競争入札に変更するものとする。この場合、変更前の工事格付公募型一般競争入札における入札参加資格者及び格付上位業者を指名するものとする。

ただし、格付上位業者がいない場合は、制限付き一般競争入札に変更することができるものとする。

(入札の不調の対応)

第14条 工事格付公募型一般競争入札において不調となった場合は、後日、格付上位業者又は市外業者を加え指名競争入札を行う。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第163号）
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第34号）
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日告示第16号）
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第154号）
この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日告示第6号）
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

発注区分表

1 等級格付け基準

土木一式工事及び建築一式工事は、建設工事競争入札参加者の格付及び指名業者数基準（平成18年牧之原市訓令第19号）で規定する等級の格付の基準を適用する。

2 発注基準金額

等級	土木一式工事	建築一式工事	水道施設工事
A	700万円以上5,000万円未満	3,000万円以上5,000万円未満	130万円以上5,000万円未満
B	500万円以上5,000万円未満	700万円以上5,000万円未満	
C	130万円以上1,000万円未満	130万円以上3,000万円未満	
D	130万円以上500万円未満		

◆水道施設工事

格付区分なしで行う。

また入札参加資格は、土木一式工事、水道施設工事、管工事の許可及び給水装置工事主任技術者を有し、牧之原市水道事業指定給水装置工事事業者証を交付されている者とする。